



令和8年4月1日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名
代表者氏名
又は
議 員 氏 名 竹市 勲

令和7年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

（単位：円）

項 目	金 額	摘 要
調査研究費		
研 修 費	233,454円	受講費・交通費・宿泊費
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	81,000円	新聞代
広報広聴費	302,463円	市政報告作成費・配布代
事 務 費	739,597円	コピー複合機リース・通信費
合 計	1,356,514円	

3 残 額 443,486 円

（注）摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）



令和8年4月1日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

竹 市 勲

令和7年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり令和7年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

1 実績報告の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 政務活動の概要

中央卸売市場について

教育現場での教師の働き方改革の効果について

中心市街地の再活性とセンターゾーンについて

畜産センター公園の再整備について

少子高齢化社会と人口減少化社会の課題について

都市公園の在り方について

障がい者福祉と高齢者福祉について

ものづくり産業集積地計画について

動物愛護センターについて

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1																				
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table>			金 額		百万		千					円				1		1	4	6	3	2
金 額		百万		千					円														
			1		1	4	6	3	2														
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)																				
	114632円	× 100%	=	114632円																			
使 途 内 容	交通費・宿泊費・講習費																						

領 収 書

竹市 勲様

領収金額 ¥18,050

(内消費税等 ¥1,704)
(内宿泊税等 ¥200)

にて領収いたしました。

ドミーイン 博多祇園
TEL:092-271-5489

取引番号:063001C080401634 2025/08/04 16:33

お部屋番号: 307
お名前 : 竹市 勲様
ご人数 : 1
宿泊期間 : 2025/08/04 - 2025/08/05

利 用 明 細

ご芳名 竹市 勲様
利用部屋 307
利用人数 1
到着 2025/08/04
出発 2025/08/05

日付	摘要 / 料金	
2025/08/04	！ポイント入力	-¥950
2025/08/04	クレジット (精算機C/I)	¥18,050
2025/08/04	ご宿泊代	¥18,950
2025/08/04	#入湯税	¥50

くろ
ざい
—

総合計 ¥18,050

(10%対象 ¥18,750 内消費税 ¥1,704)
(非課税対象 ¥50)

領 収 証

2025 年 8 月 4 日

竹市 勲 様

¥45,000

但
8/4 財政の基礎
8/4 歳入の基礎
8/5 歳出の基礎

研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区
TEL 050-1089-9835

研修受講 報告書 (議員名 竹市 勲)			
日 時	令和7年8月4日(月)～令和7年8月5日(火)		
受講場所 【住所、施設名】	福岡県福岡市博多区博多駅東1-16-14 リファレンス駅東ビル		
受講研修名	財政のプロから学ぶ基礎研修		
主催者	地方議員研究会		
研修内容	講師：今村 寛 Office aNueNue 代表/元福岡市役所財政課長 ① 財政の基礎 ② 歳入の基礎 ③ 歳出の基礎		
所 見	元福岡市役所の財政課長の経験を交えたわかりやすい講義であり、少子高齢化時代から人口減少化時代の税減収の中での財政のあり方の勉強でありなぜ財政が厳しいのか、財政が厳しいという事はどういうことかと基礎的な話を交えながらの講義でありました、会計年度独立の原則により行政は運営されるものであるが、議員は市の将来人口が減るのにまちを広げて時代に合わないことを続けたり、借金を後世に残すだけになりはしないかと審議しなければならない。岐阜市の未来の市民の立場に立ち、未来の市民が見ているであろう岐阜市を可能な限り予測し、考えられる変化への対応について必要な対策を講じ、決定に至る過程を議事録として残し検証することが大事であること。そのような視点にもとずいて岐阜市の発展の為にも今後も議会としてのチェック機能を果たしていきたい。 (同行者) 谷藤錦司議員・石井浩二議員・野本琢磨議員		
行 程	(往路) JR 名古屋駅→JR 博多駅 (復路) JR 博多駅→JR 名古屋駅		
費用実績	費目	金額	備考 (内訳等)
	交通費	51582 円	JR 名古屋駅⇄JR 博多駅 51260 円 タクシー代<会場⇄ホテル> 322 円 (1290 円を4人で按分)
	宿泊費	18050 円	ドーマイン博多祇園

			福岡県福岡市博多区1-12
	その他 (受講料等)	45000 円	1 講座 15000 円×3 講座
	合計	114632 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

別紙 (領収書添付用紙)

領 収 書

2025年07月05日 -003

サービス課金 ¥990 円
固定経費等金 - ¥300 円
請求額合計 ¥1,290 円
合計 ¥1,290 円
(税率10%)

登録番号 03-2900-0200-7998
現金支払 ¥1,290 円

納税番号 934
半角の乗車ありがとうございます。

玄洋交通(有)

〒431-2908
TEL 031-2908

原本は石井綾直入報告書に

駅-No 5301240 領収書-No 37
窓口-No 2

領 収 書

竹市勲 様

金額 ¥15,240円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年7月5日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員



駅-No 5301240 領収書-No 28
窓口-No 2

領 収 書

竹市勲 様

金額 ¥36,020円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年7月4日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員



お堅い財政のことを
わかりやすく伝える
スペシャリストが解説

財政のプロから学ぶ 基礎研修 in 東京 博多

7/22 火 東京

8/4 月 博多

10:00~12:30

財政の基礎

- ・自治体財政の基本ルール
- ・財政課がしていること
- ・予算決算の流れ・国と地方の関係 等

13:30~16:00

歳入の基礎

- ・歳入の基本
- ・地方交付税の解説
- ・起債の仕組み
ふるさと納税と自治体財政 等

7/23 水 東京

8/5 火 博多

10:00~12:30

歳出の基礎

- ・事業の作り方
- ・財政課の査定から学ぶ
- ・歳出削減策
- ・やりたい事業はたくさんある 等

13:30~16:00

財政危機の基礎

- ・本当に財政危機なのか
- ・人件費の一律カットは愚策
- ・財政の無理解が勘違いを生む 等



講師

今村 寛

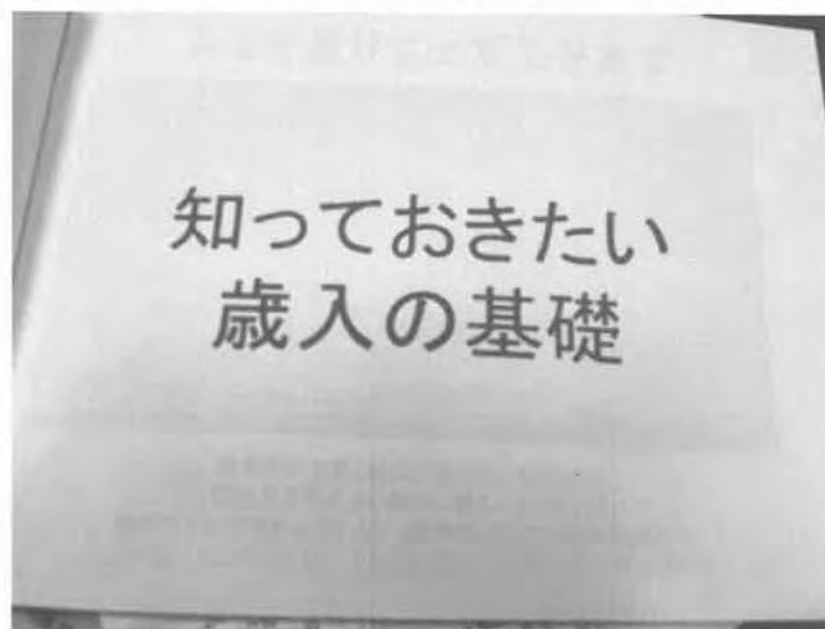
いまむら

ひろし

Office aNueNue代表/元福岡市役所財政課長

【略歴】元福岡市職員。福岡市財政調整課長時代に培った知見を軸に出張財政出前講座を全国で展開する傍ら、福岡市職員有志による『「明日晴れるかな」福岡市のこれからを考えるオフサイトミーティング』を主宰し、「対立を対話で乗り越える」を合言葉に職場や立場を離れた自由な対話の場づくりを進めている。2024年末で福岡市役所を退職。引き続きフリーランスとして全国の自治体で行政改革、官民連携等の支援に携わることにしている。好きなものは妻とハワイと美味しいもの。

著書/『自治体の“台所”事情～“財政が厳しい”ってどういうこと?』(ぎょうせい), 『「対話」で変える公務員の仕事～自治体職員の「対話力」が未来を拓く』(公職研)。





【講義資料】

<1日目の資料>

財政の基礎（表紙を含め 60 ページ）

- ・自治体財政の基本ルール
- ・財政課がしていること
- ・予算決算の流れ、国と地方の関係

歳入の基礎（表紙を含め 77 ページ）

- ・歳入の基礎
- ・地方交付税の解説
- ・起債の仕組み
- ・ふるさと納税と自治体財政

<2日目の資料>

歳出の基礎（表紙を含め 93 ページ）

- ・事業の作り方
- ・財政課の査定から学ぶ
- ・歳出削減策
- ・やりたい事業はたくさんある

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万	1	1	千	8	8	2	2	円
金 額		百万	1	1	千	8	8	2	2	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">按分率</td> <td style="width: 33%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">118822円</td> <td style="text-align: center;">× 100%</td> <td style="text-align: center;">= 118822円</td> </tr> </table>			支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）	118822円	× 100%	= 118822円					
支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）												
118822円	× 100%	= 118822円												
使 途 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px; text-align: center;">全国市議会議長会</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>					全国市議会議長会								
全国市議会議長会														
<p><領収書貼付欄></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">別紙添付</p> <p style="font-size: small; margin-top: 50px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>														

研修受講 報告書 (議員名 竹市 勲)			
日 時	令和7年8月27日(水)～令和7年8月28日(木)		
受講場所 【住所、施設名】	北海道札幌市中央区北1条西1丁目札幌市民交流プラザ4F 札幌文化芸術劇場		
受講研修名	全国市議会議長会研究フォーラム in 札幌		
主 催 者	全国市議会議長会		
研修内容	<p>基調講演 「主権を預かる誇りと責任」 元衆議院議員 伊吹文明 パネルディスカッション</p> <p>「多様な人材の参画促進の観点から地方議員のなり手不足問題を考える」</p> <p>課題討議 「地方議会議員のなり手不足問題の取り組み報告」</p>		
所 見	<p>なり手不足をもたらす根本的な問題として、どのような議員像を想定するのかによって議員定数や議員報酬も変わってくる。議員専業でできる市と兼業でなければならない市に分かれ、小規模自治体ほど一般会計に占める議会費の割合は大きく議員報酬を上げると自治体財政を大きく圧迫する。パネルディスカッションでは市町の規模により議員の役割に違いが出てくること等々いくつかの意見が出されたがこれという解決策は感じられなかった。また課題討議のなかでは、岡谷市議会の取り組み状況の報告があり岐阜市と同じような取り組みをしているようでした。鹿児島県南さつま市議会議員の女性議員の平神議員の「鹿児島県内の女性議員を100人にする会」を立ち上げ精力的に活動を続けている内容の報告があり、参考になることもありました。まだまだ解決策が見出されたわけではありませんが、岐阜市においては今後は子供たちに対しての主権教育等での対応を続けていくことが必要であると思います。</p>		
行 程	<p>(往路) 岐阜市内→中部空港→新千歳空港→札幌駅→会場→ホテル (復路) 会場→札幌駅→新千歳空港→中部空港→岐阜市内</p>		
費用実績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	94722 円	岐阜市内⇔中部空港 3732 円
			中部空港⇔新千歳空港 86790 円
			新千歳空港⇔札幌駅 2460 円
		会場→ホテル 会場→札幌駅 1740 円	

	宿泊費	15,100円	トラベロッジ札幌すすきの 札幌市中央区南6条西5丁目12-1
	その他 (受講料等)	9000円	(株)JTB 北海道事業部
	合計	118822円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

領 収 証

竹市 勉

様 No. 3870

★ ￥15,100-

但 二ヶ月油代として

2025年8月27日 上記正に領収いたしました

登録番号: T3010403028460

内訳	税率	金額(税抜)
		15,100-
	10%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒064-0806 札幌市中央区南6条西5丁目18-1

トラベロッジ札幌すす
南六条合同会

TEL 011-522-8402 FAX 011-522-8403

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1007

第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌 交通費支払明細

日付	内 容	金額	竹市	西垣	小堀
R7.8.27	有料道路通行料金(羽島IC⇒りんくうIC)	2,590	863	863	864
R7.8.28	中部国際空港駐車場代	3,600	1,200	1,200	1,200
R7.8.28	有料道路通行料金(りんくうIC⇒羽島IC)	2,590	863	863	864
R7.8.28	ガソリン代	2,419	806	806	807
計		11,199	3,732	3,732	3,735

【同乗者 竹市勲、西垣信康、小堀将大】

※領収書の原本は小堀が保管しています。

会場 → ホテル

会場 → 札幌駅

領 収 書
(ネット/QR決済支払)
No. 1209

日付 25年08月27日
車番 1065 000
メ 夕運賃 ¥990
合計金額 ¥990-

消費税 10%
登録番号 14450001001130
(消費税を言います)

こばと交通

〒063-0051
札幌市西区宮の沢1条4丁目22番1号
お申が必要の際は
必ず「安全の～」を
☎ 664-8181
御乗車有難うございます。
又の御利用お待ちしております。

領 収 書
No. 4522

日付 2025年08月28日
車番 06147 000
メ 夕運賃 ¥750円
合計 ¥750円
通り領収致しました

消費税 10%
登録番号 17450001007928

第 札幌第一交通(株)

札幌市白石区東札幌1条1丁目1
TEL. 011-811-5151
毎度ご乗車ありがとうございます。

領 収 書

Receipt
領収年月日 2025-8-27 登録番号: T4430001022657
金額 ¥1,230 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類
(30115 1枚)
北海道旅客鉄道株式会社
新千歳NMVC3発行 40116-01

印紙税申告納
付につき札幌西
税務署承認済

領 収 書

Receipt
領収年月日 2025-8-28 登録番号: T4430001022657
金額 ¥2,660 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類
(50033 1枚)
北海道旅客鉄道株式会社
南小樽線MR発行 60034-02

印紙税申告納
付につき札幌西
税務署承認済

新千歳空港 → 札幌駅

1230円 × 2

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

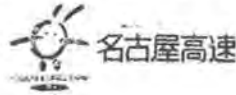


料金所(自) 岐阜羽島
料金所(至) 一宮合併
25年 8月27日 6時53分

通行料金 ¥590-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A32508-277581-569625
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

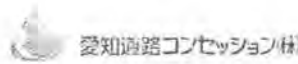


料金所(自) 一宮IC入口
料金所(至) 知多・大高出口
25年 8月27日 6時53分

通行料金 ¥1,210-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A32508-277999-345022
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



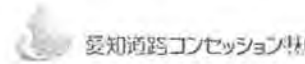
料金所(自) 大高
料金所(至) りんくう本線
25年 8月27日 7時44分

割引前料金 ¥910-
割引△ ¥120-
通行料金 ¥790-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A32508-277395-897725
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

622

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



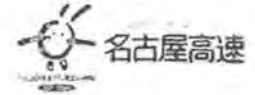
料金所(自) りんくう本線
料金所(至) 大高
25年 8月28日 19時35分

割引前料金 ¥910-
割引△ ¥120-
通行料金 ¥790-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A03508-282480-622419
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

622

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 知多・大高至星崎
料金所(至) 一宮IC出口
25年 8月28日 19時37分

通行料金 ¥1,210-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A03508-282563-689111
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 一宮合併
料金所(至) 岐阜羽島
25年 8月28日 20時 8分

通行料金 ¥590-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。
※通行料金は確定しておりません。
取扱番号
A03508-282498-995815
※本利用証明書はETC利用照会サービ
スで印字されたものです。

中部国際空港駐車場
0569-38-7830

登録番号 T7180001093548

領収証

精算機 #28	P 精算No.00000452
発券機 #03	発券No.01846707
入庫時刻	2025年 8月27日(水) 07:48
精算時刻	2025年 8月28日(木) 19:04
駐車時間	1日 11:16
駐車料金	普通車G 3,600円
=====	
合計	3,600円
現金領収額	3,600円
お預り	4,000円
お釣り	400円

合計は消費税率10%対象です。
またのご利用をお待ちしております。



領収書

印紙

330225

セルフ大福
TEL 058-231-1455
篠田商事株式会社
岐阜県岐阜市都通4-21
TEL 058-251-3201

登録番号 T2200001002502
売上 2025年 8月28日
20:51

セルフガ イク 緑
キャブアリ
レギュラーガソリン P-10(内)
14.75L 8164.0 2419円
(内、77油種値引 -82.0 -29円)

合計 2,419円
(内、消費税等(10.00%) 220円)

領収書

WEB 47641e6874-EF6GC-170354-2-1100

表示日 2025年06月25日(水)

竹市 様

様

金額 ¥86,790- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥86,790- (税込))

航空券番号 1010444588669014 1010444588669025
照会番号 MJXH1D

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年06月25日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 47641e6874-EF6GC-170354-2-1100

表示日 2025年06月25日(水)

ご搭乗者名/照会番号

タケイチ イサオ様 (MJXH1D)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月27日(水)	ANA703	名古屋(中部) - 札幌(新千歳)	普通席	(往復)バリュー7C	¥35,820-	2025年06月25日(水)
2025年08月28日(木)	ANA712	札幌(新千歳) - 名古屋(中部)	普通席	(往復)バリュー1B	¥50,970-	2025年06月25日(水)

合計金額

¥86,790-

入出金明細照会



入出金照会条件入力 > 入出金明細照会結果

ご指定口座の入出金の明細を古いものから表示します。

口座情報

お取引店	■■■■支店
科目	普通
口座番号	■■■■■■■■■■
口座名義人	竹仔 伊才

入出金明細

照会範囲： 2025年08月06日 照会件数：2件

2025年08月06日 13時01分36秒時点の情報です。

07-08-06	インターネット カ) JTB		
支払金額	9,000円	残高	■■■■■■■■■■
07-08-06	手数料		
支払金額	275円	残高	■■■■■■■■■■

13:01



受付番号 0HVI00SSNQFH

受付日時 2025年08月06日13時00分43秒

■ 支払元口座

お取引店 [REDACTED] 支店

科目 普通

口座番号 [REDACTED]

■ 振込先口座

金融機関 みずほ銀行

支店 十四号支店

科目 普通

口座番号 0660107

受取人 加)JTB

■ 振込金額情報

振込先口座を登録される場合は「振込先登録」ボタンを押してください。

振込を続ける場合は「次の振込へ」ボタンを押してください。

振込指定日 2025年08月06日

振込金額 9,000円

手数料 275円

合計金額 9,275円

振込依頼人 128-0竹仔 伊才

振込先登録


次の振込へ

※他の取引を行う場合は、サービスメニューまたは画面一番上のメイン画面を押してください。

岐阜市議会
竹市 勲 様

登録番号 T8010701012863
請求書番号 287768-004-3996547-0
発行日 2025年8月7日(木)
取引年月日 2025年8月27日(水)～2025年8月28日(木)

請求書

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西6丁目1-2
アーバンネット札幌ビル8階
株式会社JTB 北海道支店
事業部長 

第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌

毎度、当社をご利用くださいます、誠にありがとうございます。
このたびのお取引につきましては、下記のとおりご請求申し上げます。
2025年8月15日(金) までに、お支払いいただきますようお願いいたします。
なお、請求内容につきましてご不明な点がございましたら、請求書受領後
お早めにご連絡をお願いいたします。

ご請求内訳	数量	金額(税込)	税率・税額
フォーラム参加費	1	¥9,000	対象外
合計(うち消費税)		¥9,000	
10%対象小計			
8%対象小計 ※軽減税率対象			
消費税対象外		¥9,000	
内 入 金 額			

ご請求額 ¥9,000

*振込手数料はお客様にてご負担下さいますようお願いいたします

振込口座	
【銀行名】 みずほ銀行	【支店名】 十四号支店
【預金種別】 普通	【口座番号】 0660107
【口座名義】 株式会社JTB カ) ジェイティビー	【お客様番号】 128-0
*お名前の前にお客様番号をご入力ください。	

【第20回全国市議会 議長会研究フォーラム in 札幌】入金確認メール

竹市 勲 様

この度は第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌に申込いただきまして誠にありがとうございます。
竹市 勲 様からの入金を確認させていただきました。

■予約内容の確認・変更につきまして
下記URLをクリックし、登録いただいたログインID、パスワードを入力し、
ログインしてください。マイページから予約内容の確認・変更ができます。

<https://amarys-jtb.jp/forum2025/Default.aspx>

大会テーマ

「地方議会議員のなり手不足問題の
解決に向けて(仮)」



第20回

全国市議会議長会 研究フォーラム



令和7年 8月27日[水] 13:00~ 28日[木] 9:00~

札幌文化芸術劇場 hitaru
北海道札幌市中央区北1条西1丁目 札幌市民交流プラザ 4F

中継会場 札幌パークホテル
及び
意見交換会場 北海道札幌市中央区南10条西3丁目1番1号

抽選により「参加(会場)」「参加(中継会場)」「キャンセル待ち」が決定されますので予めご承知おきください。

定員 2,500名 参加費 9,000円

■主催:全国市議会議長会 ■後援予定:総務省
■協賛予定:全国市議会議員互助会・(仮)都市企画センター ■実施:第20回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

●プログラム(予定)

- ◆第1日目:8月27日(水)
 - 11:30 受付開始・開場
 - 13:00 開会式
 - 13:20 基調講演
 - 14:40 パネルディスカッション
 - 16:50 終了・移動
 - 18:00 意見交換会



- ◆第2日目:8月28日(木)
 - 8:30 開場
 - 9:00 課題討議
 - 11:00 閉会式
 - 11:30 視察

第20回

全国市議会議長会 研究フォーラム



National Association of Chairpersons of City Councils

開催のご案内

▶参加申込み期間

[議長を含めたすべての対象者のお申込み]

令和7年5月26日(月)10時00分～6月6日(金)17時00分

開催日：令和7年8月27日(水)・28日(木)

場 所：札幌文化芸術劇場 hitaru

[中継会場] 札幌パークホテル3F「エメラルド」

主催：全国市議会議長会 後援：総務省（予定）

協賛：全国市議会議員互助会（予定）、（有）都市企画センター（予定）

実施：第20回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

◆ 開催概要



日 時	第1日目：令和7年8月27日(水) 13時00分開会（受付開始・開場11:30） 第2日目：令和7年8月28日(木) 9時00分開会（開場8:30）
場 所	フォーラム会場：札幌文化芸術劇場 hitaru 北海道札幌市中央区北1条西1丁目札幌市民交流プラザ4F [中継会場] 札幌パークホテル 3F「エメラルド」 北海道札幌市中央区南10条西3丁目1番1号 意見交換会会場：札幌パークホテル B2F「パークプラザ」 北海道札幌市中央区南10条西3丁目1番1号 ※会場等へのアクセスについては、P.7「会場へのアクセス」をご参照ください。 ※フォーラム当日の中継映像は中継会場である札幌パークホテル 3F「エメラルド」以外ではご覧頂くことができません。
主 催	全国市議会議長会
後 援	総務省（予定）
協 賛	全国市議会議員互助会（予定）、（有）都市企画センター（予定）
実 施	第20回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会
テ ー マ	地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて（仮）
定 員	2,500名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者が定員を超えた場合は、抽選を行います。 ・ 申込時に「議長優先」を選択した議長については抽選を行わず会場での参加が確定となります。それ以外の申込者については、抽選により「参加（会場）」「参加（中継会場）」「キャンセル待ち」を決定します。 ・ 議会事務局職員の申込みについては、各市区につき1名のみとさせていただきます。 ・ 会場及び中継会場のお席については、全席指定席とする予定です。 ※詳細は、P.8～P.10「参加申込のご案内」をご参照ください。
参加費	1人 9,000円

◆ タイムスケジュール



第1日 8月27日(水) 会場：札幌文化芸術劇場 hitaru [中継会場] 札幌パークホテル 3F「エメラルド」

- 11:30 受付開始・開場
- 13:00 開会式
- 13:20 基調講演
「主権を預かる誇りと責任（仮）」
伊吹 文明 元衆議院議長
- 14:20 休憩
- 14:40 パネルディスカッション
「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える（仮）」
コーディネーター 辻 陽 近畿大学法学部教授
パネリスト 牧原 出 東京大学教授
白石 洋一 読売新聞東京本社政治部次長
山下 節子 山口県宇部市議会議長
長内 直也 北海道札幌市議会議長
- 16:40 次期開催地挨拶
- 16:50 終了・移動
- 18:00 意見交換会
[札幌パークホテル B2F「パークプラザ」]
- 18:45 意見交換会終了



第2日 8月28日(木) 会場：札幌文化芸術劇場 hitaru [中継会場] 札幌パークホテル 3F「エメラルド」

- 8:30 開場
- 9:00 課題討議
「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告（仮）」
コーディネーター 牧瀬 稔 関東学院大学法学部地域創生学科教授
事例報告者 今井 康善 長野県岡谷市議会前議長
平神 純子 鹿児島県南さつま市議会議員
中野 進 石川県白山市議会議長
- 11:00 閉会式
- 11:30 視察

※登壇者は、変更になる場合もございます。

◆ 講師プロフィール



基調講演



講師

いぶき ぶんめい

伊吹 文明

元衆議院議長

プロフィール

昭和13年京都生まれ。生家は今も続く文久年間創業の室町の繊維問屋。京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省、英国駐在、蔵相秘書官を経て、昭和58年より衆議院議員（当選12回）。労働大臣、国家公安委員長、文部科学大臣、財務大臣、自民党幹事長、衆議員議長を務める。令和3年9月議員引退。現在も講演、テレビ出演や各界のご相談等にも対応している。

パネルディスカッション



コーディネーター

つじ あきら

辻 陽

近畿大学法学部教授

プロフィール

1977年生まれ。京都大学大学院法学研究科博士後期課程中途退学。京都大学博士（法学）。近畿大学講師、准教授を経て、2016年より現職。首長一議会関係といった地方自治体における制度構造に関心をもち、近年は米国との地方自治制度の比較にも関心を寄せる。著書に『戦後日本地方政治史論』（木鐸社、2015年）、『日本の地方議会』（中公新書、2019年）、『テキストブック 地方自治（第3版）』（共著、東洋経済新報社、2021年）など。



パネリスト

まきはら いづる

牧原 出

東京大学教授

プロフィール

愛知県西尾市生まれ。東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、東北大学大学院法学研究科教授を経て、2013年4月より現職。総務省自治体戦略2040構想研究会座長代理、第32次・第33次地方制度調査会委員、総務省持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会委員。専攻は行政学・政治学。論文に「新型コロナ時代の都道府県・市町村」『ガバナンス』2020年7月号、「『いゆるオンライン会議』としての地方議会の可能性」『地方自治』第880号、「改正地方自治法における国の一般的な指示権はどう作動するか？」『地方自治』2024年11月号



パネリスト

しらいし よういち

白石 洋一

読売新聞東京本社政治部次長

プロフィール

1976年、島根県大田市生まれ。島根県立松江北高校、慶応義塾大学法学部政治学科卒。99年読売新聞東京本社入社。大津、千葉両支局を経て、2005年から政治部。首相官邸や与野党、外務、防衛両省などの取材を長く担当。新潟支局でも勤務。現在は政治部次長としてコラムを執筆。アメリカのダウ・ジョーンズ社との協業で、法人向けの新しいデジタルメディア「DOW JONES 読売新聞 Pro」も担当。共著多数。



パネリスト

やました せつこ

山下 節子

山口県宇部市議会議長

プロフィール

山口県宇部市出身。1976年中央大学法学部卒業。2007年5月から宇部市議会議員を務め、連続5回当選。現在5期目。その間、総務財政委員会委員長、文教民生委員会委員長等を歴任。2023年5月、初の女性議長として第39代宇部市議会議長に就任し、2025年5月には第40代議長に再任。議員活動の傍ら、宇部市日中友好協会会長、宇部市柔道協会顧問、NPO法人・国際環境支援ステーション理事を務めるなど、幅広く様々な活動を行っている。



パネルディスカッション

パネリスト

おさない なおや
長内 直也

北海道札幌市議会議員



プロフィール

昭和39年札幌市生まれ。北海道大学大学院工学研究科修了。同大学院では寒冷地における新エネルギーの開発を研究。その後、一度金融業界へ。平成11年5月札幌市議会議員に初当選。現在7期目。総務委員会委員長、建設委員会委員長、文教委員会委員長、議会運営委員会委員長等を歴任。今年4月札幌市議会議員に就任。大学院時代の研究で得た知識と経験を活かし、専門家の一人として北海道・札幌のGX推進に意欲を燃やしている。

課題討議

コーディネーター

まさせ みのる
牧瀬 稔

関東学院大学法学部地域創生学科教授



プロフィール

法政大学大学院人間社会研究科博士課程修了。横須賀市役所（横須賀市都市政策研究所）、（公財）日本都市センター研究室、（一財）地域開発研究所等を経て、2017年より関東学院大学に勤務。関東学院大学社会連携センター長、関東学院大学地域実践研究所長、社会構想大学院大学特任教授等を兼ねる。昨年度は、北上市、日光市、ひたちなか市、東大和市、新宿区、焼津市、西条市、太子町議会等の政策アドバイザーとして関わった。

事例報告者

いまい やすよし
今井 康善

長野県岡谷市議会前議長



プロフィール

1966年10月生まれ。東海大学理学部中退。家業の化粧品店を経営し、平成11年より有限会社キドウ代表取締役。平成27年5月から岡谷市議会議員を務め、現在3期目。令和元年5月から総務委員長、令和3年5月から副議長、令和5年5月から第25代岡谷市議会議員を歴任。令和5年の統一地方選挙での定数割れ無投票を機に、議会では「なり手不足解消」へ向けたシンポジウムや市民との対話集会を開催。選挙公報が発行されなかったため、マニフェストスイッチで各議員の公約を市民と共有した。

事例報告者

ひらがみ じゅんこ
平神 純子

鹿児島県南さつま市議会議員



プロフィール

南さつま市議会議員 1957年鹿児島県大浦町生まれ（南さつま市）2010年鹿児島大学大学院人文社会科学部研究科法学専攻修士課程修了。1995年（38歳、大学4年生）臨月の選挙で初当選、県議選を含め10回選挙6勝4敗。（2回は無投票当選）1996年「鹿児島県内の女性議員を100人にする会」を立ち上げ、「全国自治体女性議員マップ」作成、候補者発掘から選挙までボランティアで関わる。県内の女性ゼロ議会6自治体の解消に向け奮闘中。

事例報告者

なかの すずむ
中野 進

石川県白山市議会議員



プロフィール

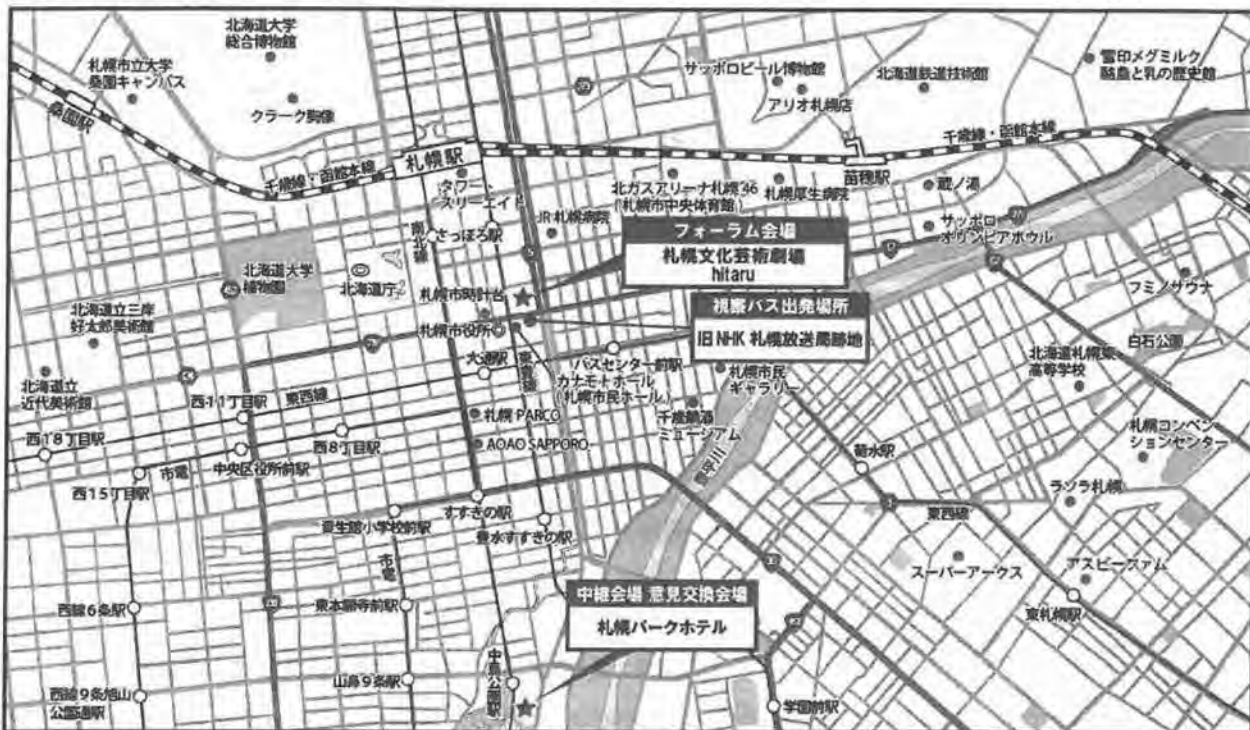
1969年生まれ。高校からラグビー部に所属し、社会人になってからもクラブチームで続けたほどの体育会系。平成29年に初当選し、現在3期目。議会では、令和3年実施の市議会議員選挙における出馬状況や投票率低下を機に持続可能な議会の実現を目指し、議員のなり手不足等の問題解決や将来の議員像に対する認識を市民と共有するため、MGK（みんなでギカイを考えるキカイ）を発足。当時副議長として、メンバーの中心となり取り組んだ。

◆ 会場へのアクセス

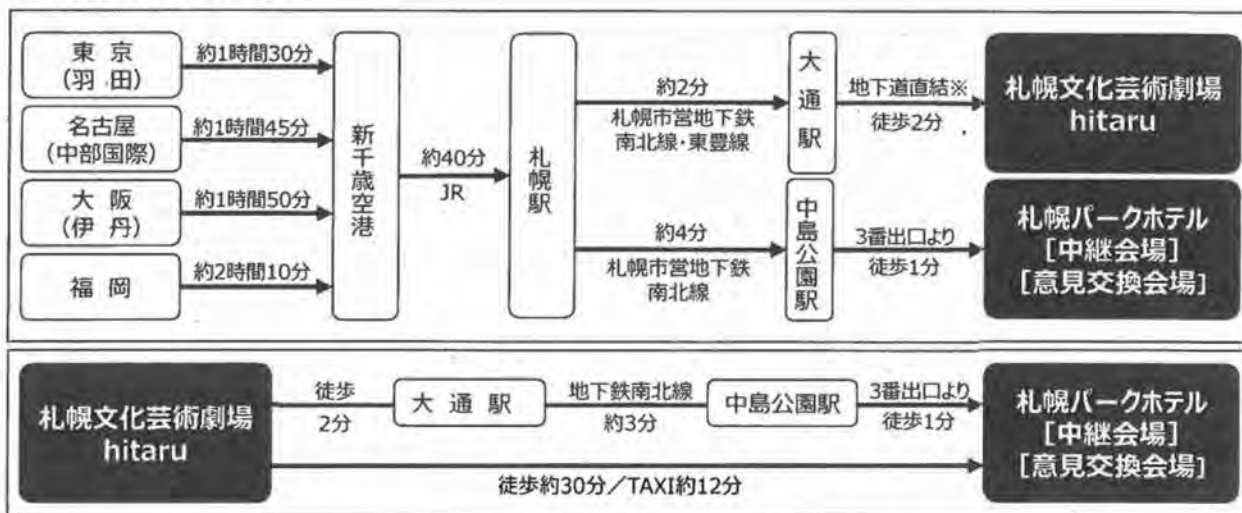


フォーラム会場 : 札幌文化芸術劇場 hitaru (北海道札幌市中央区北1条西1丁目札幌市民交流プラザ4F)
 [中継会場] 札幌パークホテル 3F「エメラルド」(北海道札幌市中央区南10条西3丁目1番1号)
 意見交換会会場 : 札幌パークホテル B2F「パークプラザ」(北海道札幌市中央区南10条西3丁目1番1号)

●会場位置図



●会場までのアクセス



※ 地下鉄大通駅から札幌文化芸術劇場hitaru(札幌市民交流プラザ)までの行き方は、会場Webサイトもご参照ください。



- 参加者専用の駐車場は確保しておりませんので公共交通機関でご来場ください。
- 各会場間におけるシャトルバスの運行予定はありません。

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万			千	6	8	0	0	円
金 額		百 万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)											
	6800円	× 100%	= 6800円											
使 途 内 容	新聞代													

〈領収書貼付欄〉

自振【領収証】

北塚5丁目 90

竹市 勲様

品名(※軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞(朝刊)	1	3,400	

令和 7年 4月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
 前原新聞店 中日新聞
 代表 前原博之
 岐阜市柳津町宮東3-13
 TEL388-1860 FAX388-1868
 T9-8109-3770-7319

自振【領収証】

北塚5丁目 90

竹市 勲様

品名(※軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞(朝刊)	1	3,400	

令和 7年 5月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
 前原新聞店 中日新聞
 代表 前原博之
 岐阜市柳津町宮東3-13
 TEL388-1860 FAX388-1868
 T9-8109-3770-7319

複数の領収書:
なお、支払伝:

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2											
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

＜領収書貼付＞

自振【領収証】

北塚5丁目 90
竹市 勲様

宛柄名（※は軽減税率対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 6月分
お問合せNo. 975
(3) 79.00自振
(8%対象 3,400 税 252)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店 領
前原新聞店 中日新聞
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-13 収
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

自振【領収証】

北塚5丁目 90
竹市 勲様

宛柄名（※は軽減税率対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 7月分
お問合せNo. 975
(3) 79.00自振
(8%対象 3,400 税 252)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店 領
前原新聞店 中日新聞
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-13 収
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

複数の領収書
なお、支払伝票

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	3											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万			千	6	8	0	0	円
金 額		百 万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

自振【領収証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※軽減税率対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 8月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
 前原新聞 店
 代表 前原 博之
 岐阜市柳津町宮東3-13
 TEL388-1860 FAX388-1868
 T9-8109-3770-7319

自振【領収証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※軽減税率対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 9月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
 前原新聞 店
 代表 前原 博之
 岐阜市柳津町宮東3-13
 TEL388-1860 FAX388-1868
 T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	4											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">按分率</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6800円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">6800円</td> </tr> </table>			支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）	6800円	×	100%	=	6800円	
支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）										
6800円	×	100%	=	6800円										
使 途 内 容														
	新聞代													
<p><領収書貼付欄></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">別紙添付</p> <p style="margin-top: 50px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>														

お取引店 [Redacted] 支店
科目 普通
口座番号 [Redacted]
口座名義人 竹仔 竹

入出金明細

照会範囲： 2025年10月27日 照会件数： 8件

2025年10月27日 08時45分10秒時点の情報です。

[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		
支払金額	[Redacted]	残高	[Redacted]
07-10-27	JCS、シンブンダイ		
支払金額	3,400円	残高	[Redacted]

お取引店 [REDACTED]支店

科目 普通

口座番号 [REDACTED]

口座名義人 竹仔 伊才

入金明細

照会範囲： 2025年11月27日 照会件数： 5件

2025年11月27日 06時40分57秒時点の情報です。

[REDACTED] [REDACTED]

支払金額 [REDACTED] 残高 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

支払金額 [REDACTED] 残高 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

支払金額 [REDACTED] 残高 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

支払金額 [REDACTED] 残高 [REDACTED]

07-11-27 JCS. シンブンダイ

支払金額 3,400円 残高 [REDACTED]

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	5											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">按分率</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6800円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">6800円</td> </tr> </table>			支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）	6800円	×	100%	=	6800円	
支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）										
6800円	×	100%	=	6800円										
使 途 内 容														
	新聞代													
<p><領収書貼付欄></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">別紙添付</p> <p style="font-size: small; margin-top: 50px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>														

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	6											
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">按分率</td> <td style="width: 33%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6800円</td> <td style="text-align: center;">× 100%</td> <td style="text-align: center;">= 6800円</td> </tr> </table>			支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）	6800円	× 100%	= 6800円					
支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）												
6800円	× 100%	= 6800円												
使 途 内 容														
	新聞代													
<p><領収書貼付欄></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">別紙添付</p> <p style="font-size: small; margin-top: 50px;">複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。</p>														

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	7											
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">7</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万			千	6	7	0	0	円
金 額		百 万			千	6	7	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 6700円	×	按分率 100%	=	支払金額 (政務活動費充当額) 6700円									
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

令和 7年 4月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでしょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-1-8
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917



領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

令和 7年 5月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでしょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-1-8
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917



複数の領収書を貼
なお、支払伝票に

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	8																				
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百 万			千				円						3	3	5	0	
金 額		百 万			千				円														
					3	3	5	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 按分率 支払金額 (政務活動費充当額) 3350円 × 100% = 3350円																						
使 途 内 容	新聞代																						

<領収書貼付欄>

領収証

竹市 勲 様

北塚 5-90

令和 7年 6月分

(20) 142.00自振

お問合せNo. 5008

(8%対象 3,350 税 248)

(10%対象 0 税 0)

品 種 (*は軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

☆ ご愛読の皆様へ ☆

ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでしょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐渡 1-8-6
TEL 270-0103
FAX 270-0163
TG-8104-6170-0917

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	9												
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日														
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費														
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	3	0	1	5	0	円
金 額		百万			千	3	0	1	5	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 30150円	× 按分率 100%	= 支払金額 (政務活動費充当額) 30150円												
使 途 内 容	新聞代														

令和 7年 7月 吉日

お客さまへ

謹 啓 皆様ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、新聞をご愛読頂き有難うございます。

この度は、銀行口座振替、クレジットカード支払いをご利用の皆様へご連絡させていただきます。

昨今の物価高騰ならびに諸事情により、粗品のごみ袋が入手できなくなりました。来月からは領収書の代わりに銀行通帳ならびにクレジット支払い明細書によりご確認していただきますようお願い申し上げます。

尚 至らない点、またお気付の点がございましたら、ご連絡いただけます様お願い申し上げます。今後共、山田新聞店をお引き立てくださいます様よろしくお願い申し上げます。

敬 具

山 田 新 聞 店
店主 XXXXXXXXXX

お取引店	■■■■支店
科目	普通
口座番号	■■■■
口座名義人	夕仔 伊才

入出金明細

照会範囲： 2025年07月28日 照会件数：8件

2025年07月28日 07時07分21秒時点の情報です。

■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
07-07-28	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	■■■■
■■■■	■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■

科目	普通
口座番号	██████████
口座名義人	竹仔 伊才

Ⅰ 入出金明細

照会範囲： 2025年08月27日 照会件数： 5件

2025年08月28日 09時52分30秒時点の情報です。

██████████	██████████		
支払金額	██████████	残高	██████████
██████████	██████████		
支払金額	██████████	残高	██████████
██████████	██████████		
支払金額	██████████	残高	██████████
07-08-27	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	██████████
██████████	██████████		
支払金額	██████████	残高	██████████

口座情報

お取引店	■■■■支店
科目	普通
口座番号	■■■■■■■■■■
口座名義人	夕仔 伊才

入出金明細

照会範囲： 2025年09月29日 照会件数： 5件

2025年09月29日 07時16分20秒時点の情報です。

■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
07-09-29	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■

お取引店	支店
科目	普通
口座番号	
口座名義人	竹仔 伊才

入出金明細

照会範囲： 2025年10月27日 照会件数：8件

2025年10月27日 08時45分10秒時点の情報です。

支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
07-10-27	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	
支払金額		残高	

お取引店	■■■■支店
科目	普通
口座番号	■■■■■■■■■■
口座名義人	竹仔 伊才

入金出金明細

照会範囲： 2025年11月27日 照会件数： 5件

2025年11月27日 06時40分57秒時点の情報です。

■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■
07-11-27	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	■■■■
■■■■	■■■■■■■■■■		
支払金額	■■■■	残高	■■■■

支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
07-12-29	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	
07-12-29	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,400円	残高	
支払金額		残高	

メイン画面

ログアウト

ご利用ありがとうございます 竹市 勲様

入出金明細照会



入出金照会条件入力 > 入出金明細照会結果

ご指定口座の入出金の明細を古いものから表示します。

口座情報

お取引店	支店
科目	普通
口座番号	
口座名義人	竹仔 伊オ

入出金明細

照会範囲： 2026年03月27日 照会件数： 5件

2026年04月02日 09時52分07秒時点の情報です。

支払金額		残高	
支払金額		残高	
支払金額		残高	
08-03-27	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,350円	残高	
08-03-27	JCS. シンブンダイ		
支払金額	3,400円	残高	

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1																				
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百 万		千					円				2	5	0	5	8	0	
金 額		百 万		千					円														
			2	5	0	5	8	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 按分率 支払金額 (政務活動費充当額) 294,800円 × 85% = 250,580円																						
使 途 内 容	市政報告作成費																						
<領収書貼付欄>																							

領 収 証

No.

竹市いさお 様

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
	¥		2	9	4	8	0	0	

但し 議会報告202601号 6,000部 内訳

上記の金額正に領収致しました。

令和 8 年 1 月 26 日

御 入 金 内 訳	
現 金	
小 切 手	
手 形	
振 込	✓
相 殺	
計	

税率 10%

税抜金額 ¥268,000-

消費税額 ¥26,800-

非課税金額

東 栄 社 印 刷 廠

〒501-6081
岐阜県羽島郡笠松町東陽町

TEL (058) 387-3888
FAX (058) 387-7222
登録番号 T1810770622

係

なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

岐阜市議会議員

竹市いさお



130

岐阜市政に対するご意見・ご要望は、
下記までお気軽にご連絡ください。

携帯 090-3255-3876
FAX (058) 387-6974

ご挨拶



岐阜市と柳津町が合併して二十年という節目を迎えました。振り返れば、行政サービスの一体化やインフラ整備の進展など合併によって得られた成果がある一方で、地域の特色や声が届きにくくなったのではないかと不安や課題も指摘されています。

これからのまちづくりにおいて大切なのは合併の是非を論じ続けることではなく、二十年の歩みを踏まえ地域の個性を生かした岐阜市の将来像を描くことです。

境川中学校区に目を向けると、日置江・鶯・柳津はそれぞれ異なる歴史や成り立ちを持ちながら生活圏として深く結びついてきました。今後のまちづくりでは、こ

れら三地域を一体として捉えつつもそれぞれの地域の歴史や文化、個性や強みを生かす視点が重要です。防災や交通・子育て・高齢者支援など共通の課題には連携して取り組み、地域行事やコミュニティ活動を通じて人のつながりを育むことが求められます。合併二十年を新たな出発点とし、地域の声を丁寧に市政へ反映させながら境川中学校区のまちづくりを進めていくことが大切です。

今後は議長として公平・公正な議会運営に努めるとともに、市全体の発展と地域の誇りが両立する誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進め、岐阜市の発展に尽力してまいります。あわせて地域の代表として現場の声を大切に、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく決意です。

引き続き、皆さまのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ねんりんピック岐阜2025開会式
三笠宮家の彬子女王殿下がご臨席



ぎふアクションスポーツフェスティバル2025と
ぎふeスポーツ交流会



LRT視察



名鉄名古屋本線・各務原線鉄道
立体化促進期成同盟会提言活動



茶福寺での信長公追悼式にて焼香



岐阜市産産・農業まつりが盛大に開催され来賓として挨拶



第3回大学対抗ヘタング大会にて開会式で挨拶



企画展「矢橋 靖太郎展」の開場式で挨拶とテープカット



全国競輪主催地議会議員会として令和7年度の経済産業省への陳情活動を行いました



令和7年度岐阜市市民生委員児童委員大会にて発言として挨拶



岐阜市立看護専門学校 第54期生誓詞式において発言挨拶



サイエンスフェスティバル2025



境川らくちゃんバス乗車30万人達成記念式典



市長と子どもの見守り活動



第12回岐阜市ごみ減量フォーラムにおけるごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール表彰式で岐阜市議会議員賞を授与



岐阜羽鳥衛生施設組合によるごみ処理施設建設工事現場を見学



国道21号を立体化する本体工事の起工式



FC岐阜さんが岐阜市議会を表敬訪問



マーサ21で火災予防に関するポスター表彰式が行われ岐阜市議会議員賞の授与



トランジットモール社会実践オープニングセレモニー



東滝ブロック競輪場所在地議会議員会の会長挨拶



出初式にて車両分列行進観閲

その他様々な大会やお祭りにてご挨拶させて頂きました



住民自治推進大会



第37回全国健康福祉親ぎふ大会



第45回岐阜市民福祉大会



第75回岐阜市母子寡婦福祉大会




〒501-6112
岐阜県岐阜市柳津町北塚5-90

岐阜市議会議員 竹市勲 様

(問合せ先)

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL : (06) 4964-6307 担当 : 

FAX : (06) 4964-6308

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具


領 収 証

領収証番号 : 108861-00

発行日 : 2026年3月11日

竹市 勲 様	
領収日	2025年4月3日約定分 ~ 2026年3月3日約定分
金額	¥102,960 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号		
領収金額の内訳	掛金	¥102,960 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	8,580円×12ヶ月分
----	--------------

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社

本社 〒102-0083
東京都千代田区麹町
五丁目1番地1



リース保証入金明細書

契約者名	竹市 勲 様
------	--------

株式会社オリエントコーポレーション

2026年4月1日 付「リース保証入金証明書」における入金明細は以下のとおりです。

ご利用内容	
契約番号	**** - **** - **** - [REDACTED]
ご利用日	令和6年4月3日
商品名称	OAL/ZR-V/R06

請求年月	請求金額	入金日	入金額	備考
令和7年 4月	¥89,760 円	令和7年 4月 28日	¥89,760 円	
令和7年 5月	¥89,760 円	令和7年 5月 27日	¥89,760 円	
令和7年 6月	¥89,760 円	令和7年 6月 27日	¥89,760 円	
令和7年 7月	¥89,760 円	令和7年 7月 28日	¥89,760 円	
令和7年 8月	¥89,760 円	令和7年 8月 27日	¥89,760 円	
令和7年 9月	¥89,760 円	令和7年 9月 29日	¥89,760 円	
令和7年 10月	¥89,760 円	令和7年 10月 27日	¥89,760 円	
令和7年 11月	¥89,760 円	令和7年 11月 27日	¥89,760 円	
令和7年 12月	¥89,760 円	令和7年 12月 29日	¥89,760 円	
令和8年 1月	¥89,760 円	令和8年 1月 27日	¥89,760 円	
令和8年 2月	¥89,760 円	令和8年 2月 27日	¥89,760 円	
令和8年 3月	¥89,760 円	令和8年 3月 27日	¥89,760 円	

【お問い合わせ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション

クレジットセンター名古屋オフィス

TEL 052-231-3711

(当社は電話リレーサービスに対応しています。)

※店名無きもの、訂正のあるものは無効です。

※お客さま情報保護のため、契約番号の一部を非表示とさせていただきます。

担当



1 自動車リース申込書並びに保証委託申込書 ・ オリコカード入会申込書

契約番号 - - -

お申込年月日 令和6年2月21日 契約年月日



自動車リース規約並びに保証委託規約別冊	ALH04
個人情報の取扱いに関する条項	22/08AL
自動車リース契約並びに保証委託規約別冊	LH04
契約約款	
クレジットカード会員規約の概要	U10

B
お客さま用

お申込者 (甲) フリガナ※ タケイチイサオ
お名前※ 竹市 勲
ご住所※ 〒 501-6112 岐阜県岐阜市柳津町 北塚5丁目90番地
電話※ 自宅 携帯※

お名前 連帯保証人 予定者 ※
※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

リース車両の内容

車名	ホンダ ZR-V		
グレード	e:HEV Z		
登録	新車	型式	6AA-RZ6
オプション	ETCセットアップ,DRG2CAMセット,Dダイヤコート,ハッスイF,Dハッスイプレート,Pハッスイプレート,無限スタイル,無限ファン,無限サイド,無限ハイド,タイヤ刺き,SステップGARN,パドルライト,フットライト,無限ドアハ,無限ナット,TV/NAVI-C,テールゲートDEC,プラチナホワイトパール,点検パック,延長保証マシ		
ナンバー区分	自家用ナンバー	排気量	2,000cc
色			
売主	表記代理店		
車両使用場所	お申込住所と同一		
事業所名		電話	
書類送付先	お申込住所		

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。

*預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願致します。

◎カード申込はご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
◎本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
◎カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。
(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします

リース期間満了時点の車両査定価格と右記残存価格に差額が発生した場合は差額精算となります。車両査定価格が残存価格より低い場合、差額はお客さまのご負担となります。

代理店 (商品/役務)等のお問い合わせ先)

名称 日本リースカー株式会社
代表者 山田 典宏
住所 岐阜県岐阜市則武東1-8-29
電話 058-214-4577
担当者氏名

計算NO. 7305802-0001-0057 S-PriNO. 240206-67370

ご契約の内容

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日) から 60ヶ月	*リース開始日・満了日は別途、納車確認書にてご通知します。					
	月額リース料	月額リース料	81,600 円	消費税	8,160 円	①合計	89,760 円	60 回②
		ボーナス月リース料	0 円	消費税	0 円	③合計	0 円	0 回④
		ボーナス月 ()月	月額リース料合計⑤(①×②+③×④) 5,385,600 円					
2	別特リース料(頭金)	別特リース料	0 円	消費税	0 円	⑥合計	0 円	
	お支払総額	リース料総額	4,896,000 円	消費税総額	489,600 円	お支払総額(⑤+⑥)	5,385,600 円	
	支払方法	初回支払月	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2 回	初回支払額	179,520 円	(消費税込)
	別特リース料は除く	注)口座振替の手続きまたは前契約の継続(再リースの場合)の関係上、初回支払月がリース開始月の翌々月以降となる場合があります。 毎月27日口座振替(丙の口座に振替)						
3	リース料に含まれる費用	<input type="checkbox"/> 登録諸費用 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (登録時のみ) <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (登録時のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車任意保険料 (項番7参照)	<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンスサービス (項番4参照)				
4	メンテナンスサービス内容	<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
5	残存価格	オープン・エンド契約(精算あり)	1,100,000円	(消費税別)	6	契約走行キロ	月間 1,000km	
7	特約事項							

自動車リース契約並びに保証委託契約書

別紙契約書(以下、甲という)、別紙貸主(以下、乙という)、第1条の条件で成立する自動車リース契約を締結し、かつ別紙保証会社(以下、丙という)、第2条の条件で成立する保証委託契約を締結します。

【リース契約条件】

第1条(リース契約) 1. 乙は別紙の自動車(以下、自動車という)を甲にリース(貸与)し、甲はこれを借り受けます。2. リース契約は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て承認した時に成立するものとします。3. 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の罰法令を遵守します。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車登録を登録することに同意します。5. リース契約は、リース契約条件及び法令に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中での解除又は解約ができません。

第2条(リース期間) リース期間は、別紙第1項記載のとおりとし、第1条第4項に定める自動車の登録が完了した日、又は乙が指定した日から起算します。
第3条(リース料及び支払方法) 1. 甲は、別紙第2項のリース料及び消費税の税率に基づく消費税並びに地方消費税(以下、消費税等額という)を乙へ支払います。2. リース料の支払方法は、別紙第2項に定めるとおりとします。3. リース料には別紙第3項の費用が含まれます。4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の誓約を受けることのできるものとしません。5. 甲が第9条によるメンテナンスサービスを受けなかったときも、乙は、リース料の滞り又は遅延をしません。

第4条(自動車の納入・引渡) 1. 乙は、自ら又は別紙代理店もしくは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車の規格、仕様、品質、性能等(以下これらを総称して性能等という)に不適合がないことを確認します。3. 乙は、甲に対し、納車確認書を送付し、甲が納車確認書を受領した日から14日以内に書面にて異議を甲立でない旨を、乙から甲へ完全な状態で自動車の引渡しがあったものとします。尚、甲が乙又は別紙代理店もしくは乙が指定する者に対し売主所定の車両受領書を送付したときも、同時に、乙から甲への自動車の引渡しがあったものとします。4. 甲が自動車を点検する際に自動車の性能等の不適合を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知し、甲がこれを是正した場合に、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改定・変更、公債による命令・処分、ストライキその他の暴行、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引渡し遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負いません。6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けることを拒み、又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は同様の催告なく本契約を保障することができるとします。

第5条(自動車の性能等の不適合) 1. 自動車の性能等の不適合があった場合、並びに自動車の選択、決定に関して甲に錯誤があった場合においても、乙は自動車の性能等の不適合に対する修理等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害の賠償の責任を負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の性能等の不適合及び引渡し後に発見された自動車の性能等の不適合については、甲は売主に対して修理、整備等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとします。その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。尚、乙は、甲の売主に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内でこれに協力します。3. 前各条の修理等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、甲はリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の誓約を受けることやリース契約の変更又は解除はできません。

第6条(自動車の使用・保管等) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管にあたっては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び保管書(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を保管・保管します。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう運行前点検及び日常の点検、整備並びに法令に基づく定期検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修費を行います。又、自動車が修理不能な場合は、第14条の規定に従います。5. 甲は、前各条のために要した一切の費用について、リース料に含まれるものを除いて負担します。6. 乙又は乙の指定する者は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況及び使用、保管の状況を確認することができます。又、甲は、乙から自動車の現況及び使用、保管の状況について説明・資料の提供等の申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。7. 甲は、乙から自動車に乙の所有を示す表示、標識等を設置するよう申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。8. 甲は、自動車を寒冷地で使用する場合は、又は燃費、燃費の悪化等による自動車の価値の低下を招く恐れのある地域もしくは用途に使用する場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとします。尚、当該事由に対する乙の承諾は甲の積算業務に於ける影響も与えないものとします。別紙第5項の残存価値がクロス・エンド契約(閉鎖型)の場合においても、当該事由により自動車の価値が減少した場合には甲は乙に損害を賠償するものとします。

第7条(自動車の登録等) 1. 甲は、乙が「登録簿別項制度」等、国土交通省等から自動車の登録情報提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議がない旨をあらかじめ確認します。2. 乙において、高等車、住居変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づき変更登録・移転登録を行う必要がある場合には、乙が乙の変更登録・移転登録を行うことを甲があらかじめ承諾するに共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続きに關連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力します。

第8条(メンテナンスサービス) 1. リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合には、乙は甲に対し、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)で、別紙第7項のO印を付した項目の範囲内で別紙第4項記載の契約走行キロ数(以下、契約走行キロ数という)を基準としたメンテナンスサービスを提供します。これに伴う費用は、別紙第2項のリース料に含まれるため、甲は、この費用を負担する必要はありません。2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。(1) 甲の故障、過失又は契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品交換、尚、甲が、法令で定められた点検整備及びリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより、自動車に不具合が生じた場合の修理は、甲の過失に起因するものとします。(2) 天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。(3) 法令又は官公庁の指示、指図書に基づき自動車の修理、改造、部品の交換、取付。(4) 指定工場以外で、乙又は指定工場の上記承認したに行なわれた別紙第4項に定めるメンテナンスサービス。(5) 甲の過失による損傷等における別紙第3項に定める自動車保険契約の保険金又はメンテナンスサービスの車両保険免責特約で補填されない修理費用(保険対象外及び保険金超過)。(6) 音、騒音その他自動車の機能に影響のない影響的な事象の改善又は修理費用。(7) 自動車に不具合が生じたことにより発生する休業補償、販売損失等の損失。(8) 日常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービスの費用以外の塗装・修復部の修理、整備費用。(9) 甲が契約の走行キロ数を超過したことにより発生した追加補修・メンテナンス等の費用。(10) 前各号のほか、別紙第4項記載のメンテナンスサービス以外の費用。3. 乙は、甲の都合により法令に定める自動車の定期検査を早期に行なった場合においても、第2条のリース期間内に通常行うべき定期検査の回数を超えて回線検査を行います。4. 別紙第4項の規定にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合又は指定工場が相当と認めるときは、乙又は指定工場の承認を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができます。5. 甲が、メンテナンスサービスを受けるときは、甲は、指定工場に事前承認し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき指定工場と協議の上決定するものとします。8. 甲が転売した場合は、指定工場によるメンテナンスサービスの提供が困難と乙が認めた場合、乙は甲に対し代替の整備工場を指定するものとします。7. 前項に關らず、乙が地域等により代替の整備工場を指定できない場合には、乙は本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更することができるとし、甲は甲のこれを承諾します。8. 前項により乙が本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更する場合には、別紙第2項のリース料を乙が所定の計算方法により、メンテナンスサービス費用相当額を減額したリース料とするものとします。尚、変更前のメンテナンスサービス費用相当額については、理由のいかんを問わず返還しないものとします。9. 甲が、自動車の定期検査を行う場合において、指定工場が保安基準適合証の交付に代えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することを承諾します。

第9条(事故拒否制度にかかわる留意事項等の確認に関する同意) 1. 甲は指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する際に、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット調査を行うに乙があらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、指定工場が各都道府県警察に対してのフォックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自ら又は甲が承認します。2. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が不能又は不能ともなる場合は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期間が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担します。

第10条(代車の提供) 1. 別紙第4項記載のフルメンテナンサービスクラスに限り、別紙第4項記載のメンテナンスサービスとして行なう継続点検、法定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要する場合には、乙は甲の要求に基づき3日より、乙又は指定工場の選定する代車(以下、代車という)を甲に無償で貸与します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。2. 指定工場にかかわらず、別紙第4項記載のメンテナンスサービス内容に代車提供フリー特約が含まれる場合には、乙は甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸与します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。3. 甲は、前各条により提供を受けた代車の使用、保管については、別紙の自動車と同等の管理を行います。4. 本条の代車に付保されている自動車保険の契約内容は、本契約の自動車の保険契約の内容と異なる場合であっても甲はあらかじめこれを承諾します。又、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により補填されない損害が生じたときは、甲がその金額を負担します。5. 甲は、代車の使用に、当該代車に關し道路運送車両法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙又は乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6. 甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は、代車の取り戻しに費用を要した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、費用にこれら金額を支払うものとします。7. 甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き取る場合があることをあらかじめ承諾します。

第11条(契約月間走行キロ数) 1. 自動車の契約月間走行キロ数は、別紙第8項に定めるとおりとします。2. 甲が乙に自動車を返還した際、前項の契約走行キロ数を超過した場合は、甲はリース契約が終了した時点における超過走行距離1kmにつき15円(税別)の超過料金を負担します。3. 第1項の契約走行キロ数を超過したことにより、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合又は自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害を乙に支払います。4. 返還された時点の自動車の実走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の精算等を請求することはできません。5. 別紙第5項の残存価値がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、第2項及び第3項を適用しないものとします。

第12条(第三者に対する責任) 1. 次各号に定める損害が生じたときは、甲は乙を引受け賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。(1) 甲による自動車又はメンテナンスサービス中の乙の使用・保管に起因して第三者に対し、人的又は物的損害(盗難に起因した自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。(2) 甲がリース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第13条(禁止行為等) 1. 甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又は乙の承認人に対してする債務とを相殺できません。2. 甲は、自動車を第三者に譲渡、転売、担保等として差し入れたり、その他、その所有権を侵害するよう行為をなしてはなりません。3. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。(1) 自動車の改造、構造変更等を行い、又は自動車に特別仕様部品、機能部品を添付する等、自動車の現状を変更すること。(2) 自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。4. 自動車に盗難又は貼付された他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無効として無効とします。5. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張し、その侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面にて乙に報告します。6. 本条において、甲がリース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(自動車登録費、報告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。7. 甲は、日本国内のみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すこととはできません。

第14条(自動車の滅失・損傷等) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等について一切の危険は、すべて甲が負担します。2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難額又は紛失額を遅やかに所轄の警察署に提出します。3. 自動車が発火、盗失(所有権の侵害を含む)又は修理不能の損傷を受けた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、別紙第5項の残存価値がオープン・エンド契約(精算あり)の場合はリース料の残額と残存価値及び使用済自動車の高買戻化等に関する法律に基づきリース料金等(以下、リース料金等という)の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、残存価値がクロス・エンド契約(精算なし)の場合はリース料の残額とリース期間満了時の定額償却法に基づき自動車価値及びリース料金等の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、遅滞なく乙に支払います。但し、乙が第15条の保険金を受領したときは、甲はその金額を限度として損害金の支払額を免れます。4. 甲が前項の損害金を支払ったときは、この自動車についてのリース契約は終了します。

第15条(保険契約) 1. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲はリース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。2. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本又は写しを保管します。但し、リース料に自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙は甲の保険証券の写しを求められた場合は、甲は速やかに乙に提出し、取戻します。3. 保険で補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4. 保険契約自体に関する取決めは、別紙第7項の契約書に準ずるものとします。

第16条(事故処理) 1. 事故発生した場合、甲又は自動車の運転者は、道路運送車両法72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに関係者の救済措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届出します。2. 前項の場合、甲又は自動車の運転者は、直ちにその旨を書面にて乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3. 事故の処理にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利な内容を含む第三者との間に締結しません。尚、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力します。4. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第17条(自動車の返還) 1. リース契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、直ちに自動車乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。2. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までリース契約に定められたリース料相当額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算します)を支払うとともに、この契約の諸料金を支払います。3. 返還された自動車が自然の経年・損耗及び別紙第3項によって乙が承認したものを除き、甲は自動車を買戻しに修繕(カーナビゲーションシステムその他情報機器に搭載されている情報の消去を含む)上乙に返還します。甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合は、乙は甲にその修復に要する費用を請求し、甲は直ちに乙に支払います。4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車乙の所在地から引き移すことができるものとし、甲はこれを妨害したり、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き移し等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

第18条(再リース) 前条の規定にかかわらず、リース期間の満了後も甲が引き続きリースを希望するときは、満了の3ヶ月前までに乙に書面で申し出るものとし、乙が承認した場合には、甲、乙は前条より定められた条件で再リース契約を締結することができます。

第19条(残存価格の調整) 別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(積算あり)の場合、返還された自動車の査定価格が残存価格を超えるときは乙は甲にその差額を支払い、査定価格が残存価格に達しないときは甲は乙にその差額を支払います。2.前項の積算において、甲は自動車の経済活動費用、運送費、査定費用等の処分に関連した一切の費用を別途乙に支払います。

第20条(期限の利益喪失・契約解除) 1.甲が次の各号の一つにでも該当した場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず、リース契約に基づき債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を送還します。(1)リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。(2)支払を停止したとき、又は自ら棄出した手形、小切手が不渡りとなったとき。(3)仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売などの申立を受けたとき、公債公課を滞納し、もしくは滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。(4)事業を廃止もしくは解散したとき、又は官公庁から業務停止の処分を受けたとき。(5)後戻開始もしくは保任開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。(6)死亡したとき。(7)経営が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。(8)自動車について必要な保存行為をしなかったとき。(9)その他リース契約条項又はこの間の他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、これに応じないとき。(10)連帯保証人予定者が前各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。(11)前各号のほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。2.甲又は連帯保証人予定者が、前項各号の一つにでも該当した場合には、乙は、通知により直ちにリース契約を解除することができます。3.乙は、前各号の何れをも任意に選択することができます。

第21条(契約解除時の取扱い) 前条第2項又は第35条第3項により乙がリース契約を解除した場合には、次の各号の規定が適用されます。(1)甲は、損害賠償金として、残存価格がオープン・エンド契約(積算あり)の場合は、リース料の残額と残存価格との合計額を、残存価格がクローズド・エンド契約(積算なし)の場合は、リース料の残額とリース満了時の定額償却法に基づく自動車簿価との合計額を、直ちに乙に支払います。又、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとなります。(2)甲は、自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。(3)前号による自動車の返還については、第17条の規定を準用します。(4)乙は、返還を受けた自動車について乙の選択により相当の価格で処分するか又は相当の基準によってその価値を評価し、処分額又は評価額からそれに関連した一切の費用を差し引いた上、第1号の損害賠償金が支払われた場合に限り、同額償金を限度として甲に返還します。

第22条(費用の変動) 1.甲は、リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。又、支払方法については、乙の定めによるものとします。(1)法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。(2)登録費用、自動車税その他の租税公課が増額されたとき。(3)自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。(4)自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。(5)リース契約による取引に関して租税公課が課せられたとき。2.別紙第2項の消費税等は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払うものとなります。

第23条(特約事項) 別紙第7項に定める特約は、リース契約の他の条項に優先して適用され、リース契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面にて甲、乙が合意しなければ効力はなしいものとします。

第24条(ロードサービスの利用) 甲は、乙の定めるロードサービス規定を承認し、遵守の上、ロードサービスを利用するものとします。乙は、甲に事前又は事後に通知することにより、ロードサービス内容の変更、ロードサービスの中止又は終了することができるものとし、甲はこれを承諾します。但し、この場合でもリース料の変更は行いません。

【保証委託契約条項】

第25条(保証委託及び資金代行) 1.甲は、リース料支払債務、損害賠償債務、残存価格の積算に係る支払債務その他リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、乙が連帯保証人であることを委託し、丙はこれを承諾します。2.前項に基づく丙の保証の受託は、丙が所定の手続きをすべて連帯保証人としての承諾を乙又は別紙代理店に通知した時に成立します。3.甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、徴金、及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払がなされたものとします。4.前項の規定にかかわらず、別紙第2項の別称リース料は、甲から直接乙へ支払います。

第26条(保証債務の履行) 丙は、甲及び連帯保証人予定者に対する事前通知なしに、いつでもに保証債務の一部又は全部の履行ができます。

第27条(求償権の事前行使) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができます。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が悪化した場合。

第28条(求償権) 丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.8%（1年365日の日割計算）の割合による金銭及びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払います。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これを以て丙の求償権の行使には対抗できません。

第29条(自動車の保管) 1.甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引き渡します。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)丙に対する他の金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。2.甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとします。

第30条(自動車の所有権) 1.甲及び連帯保証人予定者は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が受領し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ合意します。2.前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相当な価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取、保管、査定、換出に要する費用の弁済に充当することができるものとします。尚、この場合自動車に付加された一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属しているものがあるときは、自動車の処分に伴うものと、自動車の評価に含めるものとします。3.丙は、使用済自動車の高資産化等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴い移転する費用及び料金等の対価を受渡し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとします。

【リース契約及び保証委託契約の共通条項】

第31条(収納代行の取扱い) 甲がコンビニエンスストアの収納代行を利用してリース料又は丙に対する求償債務を支払ったときは、コンビニエンスストアがリース料又は丙に対する求償債務を受領したことにより、丙への支払いがなされたものとします。

第32条(遅延損害金) 甲がリース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払べき金額に対して年14.8%（1年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。

第33条(費用負担) 1.甲はリース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担します。リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を履行確保に支払った場合の返戻手数料。2.乙又は丙が、リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を含む)。3.甲がリース料等の支払いを遅滞したことにより、丙が損害返還用途の返付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき330円(税込)。4.丙が初回集金をしたときは、1回につき1,100円(税込)。5.丙が甲又は連帯保証人予定者に対し債目による通知・催告をしたときは、これらに要した実費。6.甲から甲又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。

第34条(通知・報告等) 1.甲及び連帯保証人予定者は、第4条第4項、第13条第5項、第14条第3項、第16条第2項、及び第18条の各場合のほか、自動車の使用・保管に起因して人為的又は物的損害が生じたとき、詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき、甲又は連帯保証人予定者についてリース車両のご利用目的、住所(所在地)、氏名、名称(商号)、代表者、勤務先(職種)、事業の内容、実質的支配者の実態があったとき、財産、経費、兼営の重要な変更、変化があったとき、及び甲又は連帯保証人予定者に係る役員、佐助人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面で乙及び丙に通知します。2.甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び車の使用、保管の状況等を報告し、毎決算期の決算書等その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。3.リース契約及び保証委託契約に関する書面による乙、丙の代理人又は丙の意思表示が、別紙又は第1項に基づき通知を受けた甲又は連帯保証人予定者の住所(所在地)に送られなかったにもかかわらず、甲又は連帯保証人予定者に到着し、又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。4.甲及び連帯保証人予定者は、前項の遅滞又は不著により生じた損害及び不利益を、乙、丙の代理人及び丙に対し主張できません。5.甲又は連帯保証人予定者に送達した郵便物が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、甲又は連帯保証人予定者に到着したものとみなします。6.甲及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、借入等を丙又は丙の委託する者が調査し何れも異議はないものとします。

第35条(反社会的勢力の排除) 1.甲及び連帯保証人予定者は、甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会系等、社会運動等指導員又は特定非営利活動等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が「経営を支配している」と認められる関係を有すること、(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2.甲又は連帯保証人予定者は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること、(2)法的な責任を超えた不当な要求行為、(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為、(5)その他前各号に準ずる行為。3.甲又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・建約に關して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙又は丙は、直ちにリース契約又は保証委託契約を解除することができます。かつ、乙又は丙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲又は連帯保証人予定者は、甲又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、乙又は丙に対し何らの請求をしないものとします。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 乙及び丙は、甲の承諾を要しないで、リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部もしくは一部又は自動車の所有権を金融機関もしくは第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条(連帯保証) 1.連帯保証人予定者は、別紙事項、リース契約及び保証委託契約の各条項を承認の上、甲、乙、丙に対して負担するリース料、自動車の使用及び返還にかかる費用並びにそれらの債務にかかる遅延損害金、損害賠償金、その他従たるすべての債務について、連帯保証するものとします。また、以下の各号に定める債務については、自動車リース契約書表裏の「お支払額額」を限度とし、その債務を連帯保証するものとします。(1)第10条(代車の提供)項に定める、乙又は丙の委託先が負担する放置返金相当額及び費用(2)第12条(第三者に対する責任)に定める、甲が乙に負担する賠償額等2.連帯保証人予定者は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張、又は補正賠償の請求をしません。3.連帯保証人予定者が乙に対して丙の保証に丙のリース契約に基づく債務につき保証し、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次のとおりとします。(1)丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は丙に対して当該担保の全額を乙に代位し、乙の所有している一切の権利を行使することができます。(2)連帯保証人予定者が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、丙に対して何らの求償をしません。4.リース契約が、甲の事業のためにする契約である場合、連帯保証人予定者は、本件の連帯保証契約を締結するに当たり、甲から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認するものとします。又、甲は、乙及び丙に対して、甲が連帯保証人予定者に提供したこれらの情報は真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。5.乙及び丙が連帯保証人予定者の一人に対して行なった履行の請求は、甲に対してその効力が生じるものとします。

第38条(公正証書) 甲及び連帯保証人予定者は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担でリース契約及び保証委託契約につき強制執行承諾条項を付した公正証書を作成します。

第39条(合意管轄) 甲及び連帯保証人予定者は、リース契約及び保証委託契約による取引について紛争が生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず、乙もしくは丙の本支店・センターの住所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(クレジットカード入金の申込み) 契約者は、クレジットカード(以下「カード」という)の入金を希望する場合、別紙記載の「クレジットカード全員契約の概要」を承諾の上、カードの入金を申込みものとします。会社が入金を承認した場合、カードの交付時期、方法等は会社の任意とします。尚、会社が入金を承認しない場合であっても特に通知は行われぬものとします。

株式会社オリエントコーポレーション 株式会社オリコオートリース
1102-8803 東京都千代田区越町5丁目2番地) 1103-5275-0211
1100-0016 東京都台東区東二丁目27番5号 日土地御坊町10ビル 03-6885-5515
(当社は電話/ルーザーサービスに対応しています。)

個人情報の取扱いに関する条項 (保証会社)

第1条 (個人情報の収集・利用・保存) 申込者 (契約者、会員、選考保証人予定者、選考保証人を含む。以下同じ) は、株式会社オリエントコーポレーション (以下同じ) との本契約 (本申込みを含む。以下同じ) に係る以下の個人情報 (変更後の情報を含む。以下同じ) を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信 (保証書等、送付と与信を含む。以下同じ) 並びに与信後の管理のため、当社が保証措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。(A) 属性情報 (本申込み時記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号 (携帯電話番号を含む)、eメールアドレス、勤務先内務、家族構成、居住状況等) (B) 契約情報 (契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用商品、商品名、役割名、権利名及びその数量、期間、回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、請求書、支払回数、毎月の支払額、支払口座等) (C) 取引情報 (本契約に関する利用履歴、月々の返済状況等 (内訳を含む)) (D) 現在の状況及び履歴その他取引の内容 (E) 支払能力判断情報 (申込者の資産、収入、支出、貸付以外に当社と締結する契約に関する利用履歴、返済状況等) (F) 本人確認情報 (申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項) (G) 映像、音声情報 (個人の肖像、音声を録音又は光学記録媒体等に記録したもの) (H) 公開情報 (官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条 (個人情報の利用) (1) 申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業 (注1) における下記(A)及び(B)の目的のために第1条(A)～(G)の個人情報を利用することに同意します。①①当社の個人情報、商品開発の必要と認められるため、印刷物の送付又は電話等による営業案内等の送付に際して、商品の履行 (注1) 当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ (<http://www.orico.co.jp>) において公表しております。(2) 申込者は、当社が本契約に基づき当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合には、委託の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該第三者に提供することに同意します。② 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を申込者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。① 電話番号の現在および過去の有効性を判断する情報の住所及び当該住所に所在する住所の状況 (電気、ガス等の公共サービスに接続する情報) に関する情報

第3条 (個人情報提供情報の収集・利用) (1) 申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため当社の加盟する個人信用情報機関 (個人の支払状況に関する情報の収集及び当該機関の会社に対する当該情報の提供を受けること) 及び当該機関と連携する個人信用情報機関に同意し、申込者に関する個人情報を登録される場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2) 当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。
①名 称：株式会社シー・エス・シー (CIC) (総務省法令及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所：〒160-8375 東京都港区新橋1-2-3 丸の内コアアークビル1515号
お問い合わせ：0120-810-4 (https://cic.co.jp)
②名 称：株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所：〒100-0114 東京都千代田区上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
お問い合わせ：0570-055-955 (https://www.jicc.co.jp)
(3) 申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下記に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員より申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のとおりが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約締結中及び契約終了後5年以内 (但し、債権譲渡の必要に係る情報については当該譲渡の発生日から1年以内)	契約締結中及び契約終了後5年以内 (但し、債権譲渡の必要に係る情報については当該譲渡の発生日から1年以内)
借費の支払いを遅滞した事実	契約期間中及び契約終了後6年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と連携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC		JICC
	JICC	CIC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と連携する個人信用情報機関	全関東個人信用情報センター (https://www.zengininfo.org/jpic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号: 03-3214-5020	同左	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の登録番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名、役割名、権利名及びその数量、期間、回数、契約額又は償還額、支払回数、年間返済予定額、利用履歴、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する事項を記載して登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条 (個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従って下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関 (その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社 (信託銀行を含む)、債権回収会社 (以下これを総称して「金融機関等」という (注2))、当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保設定、入札、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

申込者および選考保証人予定者は、本申込みにかかわる需要のためもしくは債権管理のために、株式会社オリエントコーポレーション (以下「両」という) が必要と認めた場合には、申込者および選考保証人予定者の住民票を両が取得し、利用することに同意します。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店 (取扱提供事業者、リース会社等を含む) 及び当社の提供先 (本契約が提供商品による契約の場合に限る)。
第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、債務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの提供、権利の行使、謝辞等の防止及び請求・解決のため。②本契約又はカードショッピングの稼働のため。③商品、役割等の伝達・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報(A)～(G)のうち必要な範囲。
(3) 提供する第三者 保証会社 (本契約が提供ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は貴客等にお知らせします。
第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(4) 提供する第三者 サービス会社である下記会社。
第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた貴客の管理・回収を行うため、及び債権管理を行うため。提供を行うため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

社名	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリエンタルクレジット株式会社	東京都中央区東區1-3-21	03-6233-3480
	丸の内線有明駅東口エグゼクティブビル8階	

(注2) 金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。
第6条 (個人情報の開示・訂正・削除) (1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示を請求することができます。但し、当社が第三者の意図せず、ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別規定がある場合に該当する正当な理由が断じた個人情報は、開示しないものとします。
(2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に際します。但し、客観的な事実に関してはこの限りではありません。(3) 当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。
第7条 (本条項に不同意の場合) 申込者は、本条項に必要事項 (本申込み時申込者が記載、入力すべき事項) の記入を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条 (利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとします。この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類 (消滅的記録の送付を含む) に開示 (同送) される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。
第9条 (本条項に不成立の場合) 申込者は、本条項の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。
第10条 (お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第9条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱窓口とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者 (個人情報の保護と利用に関する所管業務の担当役員) を配置しております。
第11条 (条項の変更) 本同意事項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

＜お問合せ窓口＞
株式会社オリエントコーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)
お客様相談室 〒140-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
電話番号 03-6275-0211 (当社は夜間17時サービスに対応していません。)

個人情報の取扱いに関する条項 (貸主)

第1条 (個人情報の収集・利用・保存)
申込者 (契約者、選考保証人予定者、選考保証人を含む。以下同じ) は、株式会社オリエントコーポレーション (以下「当社」という) との本契約 (本申込みを含む。以下同じ) に係る以下の個人情報 (変更後の情報を含む。以下同じ) を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信 (保証書等、送付と与信を含む。以下同じ) 並びに与信後の管理のため、当社が保証措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。(A) 属性情報 (本申込み時記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号 (携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内務、家族構成、居住状況等) (B) 契約情報 (契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用商品、商品名、役割名、権利名及びその数量、期間、回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、請求書、支払回数、毎月の支払額、支払方法、分割口座等) (C) 取引情報 (本契約に関する利用履歴、月々の返済状況等 (内訳を含む)) (D) 現在の状況及び履歴その他取引の内容 (E) 支払能力判断情報 (申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用履歴、返済状況等) (F) 本人確認情報 (本契約に際して当社が必要と認めた場合、申込者に関する運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項) (F) 映像、音声情報 (個人の肖像、音声を録音又は光学記録媒体等に記録したもの) (G) 公開情報 (官報、電話帳、住宅地図等に記録されている情報)

別紙代理店には、申込者が本契約のもとで書き記入した情報 (別紙の※印項目欄に記載された個人情報) を本契約履行のために利用すること以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のために利用することがあります。

第2条 (個人情報の利用)

(1) 申込者は、当社が以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。 **お客さま用**

利用目的	当社の利用情報
① リース、商品開発、市場調査等当社が提供する商品・サービスを提供するに際しての与信管理、与信後の管理に際しての	(A)～(G)
② 契約の与信 (保証書等、送付と与信を含む。以下同じ) 並びに与信後の管理のため	(A)～(G)
③ 商品開発、市場調査等当社が提供する商品・サービスを提供するに際しての与信管理、与信後の管理に際しての	(A)～(C)
④ お客さま向け新商品・サービスに関する情報提供・案内のために	(A)～(C)
⑤ 契約又は与信に際しての債権の行使、債務の履行のため	(A)～(C)、(F)

(2) 申込者は、当社が本契約に関する国会、本契約の契約満了案内等の契約管理業務を委託代理店に委託し、個人情報を委託先の遂行に必要な範囲内で委託代理店に提供することに同意します。
(3) 申込者は、当社が本契約に基づくメンテナンス管理等の契約管理業務を日本カーソリューションズ株式会社 (以下「委託先」といいます) に委託し、個人情報を委託先の遂行に必要な範囲内で日本カーソリューションズ株式会社に提供することに同意します。
(4) 申込者は、本条(1)の当社の利用目的の達成に必要な範囲内で当社が上記(2)、(3)以外の第三者に業務委託する場合、委託先の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第3条 (個人関連情報の取扱いに関する同意)
申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在および過去の有効性を判断する情報の住所及び当該住所に所在する住所の状況 (電気、ガス等の公共サービスに接続する情報) に関する情報

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)
(1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示を請求することができます。但し、当社が第三者の意図せず、ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別規定がある場合に該当する正当な理由が断じた個人情報は、開示しないものとします。当社が開示を求めた場合には、開示拒絶の窓口を通じてください。(2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に際します。但し、客観的な事実についてはこの限りではありません。(3) 当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、提供先の定めに従うものとします。
第5条 (個人情報の提供・利用)
申込者は、当社が以下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従って以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

提供先	提供目的	提供情報
1 契約条件の提供、請求、入金、返済等を行う第三者	契約条件の通知と請求、入金、返済、借入金等	(A)～(E)
2 債権譲渡の相手先	債権譲渡の目的のため	(A)～(E)
3 債権譲渡・保証人	債権譲渡の目的のため	(A)～(E)
4 当社が契約条件のリース等の提供を受ける第三者、当社が提供先から受ける	当社の業務継続のため	(A)～(E)
5 当社が契約条件のリース等の提供を受ける第三者から受ける	当社の業務継続のため	(A)～(E)
6 当社が契約条件のリース等の提供を受ける第三者から受ける	当社の業務継続のため	(A)～(E)
7 当社が契約条件のリース等の提供を受ける第三者から受ける	当社の業務継続のため	(A)～(E)

第6条 (本条項に不同意の場合)
申込者は、本条項に必要事項 (本申込み時申込者が記載すべき事項、入力すべき事項) の記入を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)④に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条 (利用中止の申出)
申込者は、本条項第2条(1)④の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとします。この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類 (消滅的記録の送付を含む) に開示 (同送) される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。
第8条 (お問合せ窓口)
本条項に関するお問合せ及び第4条の開示・訂正・削除の請求並びに第7条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口とします。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者 (個人情報の保護と利用に関する所管業務の担当役員) を配置しております。
第9条 (条項の変更)
本同意事項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

＜お問合せ窓口＞
株式会社オリエントコーポレーション
お客様相談室 〒110-0016 東京都台東区台東2丁目27番5号 日土地駅前ビル10階
電話番号 03-6865-5512

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	3																						
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日																								
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																								
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百万			千					円					1	1	1	0	7		
金 額		百万			千					円															
				1	1	1	0	7																	
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)																						
	18513円	× 60%	= 11107円																						
使 途 内 容	燃料費																								



納品書 (領収書) 納品書 (領収書) 納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルブ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
4 8 番 1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年04月01日 11:49 伝票No.4252
通番2277

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥6844
数量 39.56(L)
単価 ¥173
値引きQR ¥3 -119

合計 ¥6,725
(内ガソリン税 ¥53.8 ¥2128)
(内税分消費税 ¥611)
(10%税込対象額 ¥6725)
(10%消費税 ¥611)

承認No.000772335 処理通番 07445
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00B7 カードマネース番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルブ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
4 8 番 1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年04月10日 10:04 伝票No.0170
通番2217

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥4189
数量 23.80(L)
単価 ¥176
値引きQR ¥2 -48

合計 ¥4,141
(内ガソリン税 ¥53.8 ¥1280)
(内税分消費税 ¥376)
(10%税込対象額 ¥4141)
(10%消費税 ¥376)

承認No.0007728315 処理通番 04052
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00B8 カードマネース番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルブ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
4 8 番 1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年04月18日 12:17 伝票No.0188
通番3096

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥7737
数量 44.72(L)
単価 ¥173
値引きQR ¥2 -90

合計 ¥7,647
(内ガソリン税 ¥53.8 ¥2406)
(内税分消費税 ¥695)
(10%税込対象額 ¥7647)
(10%消費税 ¥695)

承認No.0007782791 処理通番 12284
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00B9 カードマネース番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	4											
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	1	0	4	0	0	円
金 額		百万		千	1	0	4	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)											
	17334円	× 60%	= 10400円											
使 途 内 容	燃料費													



納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

コスモ石油販売(株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売(株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売(株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年06月18日 17:36 伝票No.0316
通番2086

2025年05月29日 10:04 伝票No.1871
通番2443

2025年05月19日 10:16 伝票No.0783
通番2417

カード 横
XXXXXXXXXX
売上
11200
レギュラーガソリン P01 ¥7266
数量 46.58(L)
単価 2156
値引きQR 23 -139

カード 横
XXXXXXXXXX
売上
11200
レギュラーガソリン P01 ¥5642
数量 22.48(L)
単価 2162
値引きQR 23 -68

カード 横
XXXXXXXXXX
売上
11200
レギュラーガソリン P01 ¥6633
数量 39.48(L)
単価 2168

合計 ¥7,127
(内消費税 253.8 ¥2506)
(内消費税 ¥648)
(10%税込対象額 ¥7127)
(10%消費税 ¥648)
承認No. 000773472 処理通番 04937
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BC カードアクセス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

合計 ¥3,574
(内消費税 253.8 ¥1209)
(内消費税 ¥25)
(10%税込対象額 ¥3574)
(10%消費税 ¥25)
承認No. 0007798081 処理通番 07487
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BB カードアクセス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

合計 ¥6,633
(内消費税 253.8 ¥2124)
(内消費税 ¥603)
(10%税込対象額 ¥6633)
(10%消費税 ¥603)
承認No. 0007790762 処理通番 06812
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BA カードアクセス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	5																		
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日																				
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																				
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> </table> 円			金 額		百万		千									1	0	2	7	5
金 額		百万		千																	
				1	0	2	7	5													
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)																		
	17126円	× 60%	= 10275円																		
使 途 内 容	燃料費																				



納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年07月11日 09:54 伝票No.1368
通番3141

XXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥3339
数量 21.13(L)
単価 0158

合計 ¥3,339

(内ガソリン税 053.8 ¥1137)
(内税分消費税 ¥304)
(10%税込対象額 ¥3339)
(10%消費税 ¥304)

承認No.0007795581 処理通番 15284
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BD カードシケンス番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010



納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年07月15日 10:07 伝票No.4539
通番4063

XXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P13 ¥7864
数量 49.46(L)
単価 0159

合計 ¥7,864

(内ガソリン税 053.8 ¥2661)
(内税分消費税 ¥715)
(10%税込対象額 ¥7864)
(10%消費税 ¥715)

承認No.0007781633 処理通番 23464
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BE カードシケンス番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010



納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年08月03日 09:49 伝票No.4063
通番3281

XXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥5923
数量 36.79(L)
単価 0161

合計 ¥5,923

(内ガソリン税 053.8 ¥1979)
(内税分消費税 ¥538)
(10%税込対象額 ¥5923)
(10%消費税 ¥538)

承認No.0007714521 処理通番 13440
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00BF カードシケンス番号:00
APL CREDIT
AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	7																		
作成年月日	令和 8 年 4 月 1 日																				
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																				
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table>			金 額		百 万			千			円						9	5	0	7
金 額		百 万			千			円													
					9	5	0	7													
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 按分率 支払金額 (政務活動費充当額) 15845円 × 60% = 9507円																				
使 途 内 容	燃料費																				

〈領収書貼付欄〉



納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ茜部
岐阜県岐阜市 茜部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ茜部
岐阜県岐阜市 茜部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ茜部
岐阜県岐阜市 茜部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年10月25日 13:20 伝票No. 2227
通番3306

2025年11月24日 11:51 伝票No. 3801
通番3100

2025年12月12日 09:49 伝票No. 1376
通番4227

XXXXXXXXXX カード 様
売上

XXXXXXXXXX カード 様
売上

XXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥6413
数量 40.59(L)
単価 @158

11200
レギュラーガソリン P07 ¥6822
数量 44.30(L)
単価 @154

11200
レギュラーガソリン P13 ¥2610
数量 18.25(L)
単価 @143

合計 **¥6,413**

合計 **¥6,822**

合計 **¥2,610**

(内消費税) @53.8 ¥2184
(内税分消費税) ¥583
(10%税込対象額) ¥6413
(10%消費税) ¥583

(内消費税) @53.8 ¥2383
(内税分消費税) ¥620
(10%税込対象額) ¥6822
(10%消費税) ¥620

(内税分消費税) ¥237
(10%税込対象額) ¥2610
(10%消費税) ¥237

承認No. 0007789338 処理通番 13278
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 0006 カトシケツ番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

承認No. 0007736189 処理通番 12473
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 0007 カトシケツ番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

承認No. 0007784094 処理通番 22632
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 0008 カトシケツ番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

メイン画面

ログアウト

ご利用ありがとうございます 竹市 勲様

入出金明細照会



入出金照会条件入力 > 入出金明細照会結果

ご指定口座の入出金の明細を古いものから表示します。

口座情報

お取引店	支店
科目	普通
口座番号	
口座名義人	竹仔 伊才

入出金明細

照会範囲： 2025年10月14日 照会件数：2件

2025年10月29日 13時18分46秒時点の情報です。

07-10-14	インターネット ゴウドウガイシヤマイ		
支払金額	152,900円	残高	
支払金額		残高	

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	9																				
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千										7	4	6	8	円
金 額		百万			千																		
					7	4	6	8	円														
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額) 12448円	×	按分率 60%	=	支払金額 (政務活動費充当額) 7468円																		
使 途 内 容	燃料費																						



納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ莪部
岐阜県岐阜市 莪部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ莪部
岐阜県岐阜市 莪部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

コスモ石油販売 (株) 西中部カンパニー
セルフ莪部
岐阜県岐阜市 莪部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2025年12月26日 10:16 伝票No.1782
通番2064

2026年01月22日 11:39 伝票No.2419
通番3974

2026年02月09日 13:14 伝票No.1215
通番2471

カード 様
XXXXXXXXXX
売上

カード 様
XXXXXXXXXX
売上

カード 様
XXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥4403
数量 31.23(L)
単価 @141

11200
レギュラーガソリン P10 ¥5049
数量 35.81(L)
単価 @141

11200
レギュラーガソリン P01 ¥2996
数量 20.95(L)
単価 @143

合計 **¥4,403**
 (内税分消費税 ¥400)
 (10%税込対象額 ¥4403)
 (10%消費税 ¥400)
 承認No.0007744199 処理通番 06835
 支払方法 通常
 端末番号:7740577711339 IC
 ATC:0009 カト"シケ"番号:00
 APL: CREDIT
 AID:A0000000031010

合計 **¥5,049**
 (内税分消費税 ¥459)
 (10%税込対象額 ¥5049)
 (10%消費税 ¥459)
 承認No.000779693 処理通番 18589
 支払方法 通常
 端末番号:7740577711339 IC
 ATC:000A カト"シケ"番号:00
 APL: CREDIT
 AID:A0000000031010

合計 **¥2,996**
 (内税分消費税 ¥272)
 (10%税込対象額 ¥2996)
 (10%消費税 ¥272)
 承認No.0007744052 処理通番 06348
 支払方法 通常
 端末番号:7740577711339 IC
 ATC:000B カト"シケ"番号:00
 APL: CREDIT
 AID:A0000000031010

〒501-6112
岐阜市柳津町 北塚5丁目90番地

竹市 勲

様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 090-XXXXXXXXXX

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2025年4月分	18,609円	2025年4月30日	ドコモご利用分
2025年5月分	19,166円	2025年6月2日	ドコモご利用分
2025年6月分	18,642円	2025年6月30日	ドコモご利用分
2025年7月分	19,159円	2025年7月31日	ドコモご利用分
2025年8月分	19,710円	2025年9月1日	ドコモご利用分
2025年9月分	18,610円	2025年9月30日	ドコモご利用分
2025年10月分	18,640円	2025年10月31日	ドコモご利用分
2025年11月分	20,583円	2025年12月1日	ドコモご利用分
2025年12月分	19,530円	2026年1月5日	ドコモご利用分
2026年1月分	18,979円	2026年2月2日	ドコモご利用分
2026年2月分	18,434円	2026年3月2日	ドコモご利用分
2026年3月分	18,991円	2026年3月31日	ドコモご利用分
合計	229,053円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント 充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2026年4月3日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	11										
作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百 万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>			金 額		百 万		千	6	8	1	5	円
金 額		百 万		千	6	8	1	5	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 11359円 × 60% = 6815円												
使 途 内 容	燃料費												

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">納品書（領収書）</p> <p>コスモ石油販売（株）西中部カンパニー セルフ西部 岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目 48番1 TEL:058-333-1857 SS-113391 登録番号：T5010001146720</p> <p style="text-align: right;">2026年02月19日 09:40 伝票No. 2910 通番2452</p> <p style="text-align: center;">XXXXXXXXXX カード 様 売上</p> <p>11200 レギュラーガソリン P01 ¥6439 数量 44.10(L) 単価 @146</p> <hr/> <p>合計 ¥6,439</p> <p>(内税分消費税 ¥585) (10%税込対象額 ¥6439) (10%消費税 ¥585)</p> <p>承認No. 0007786438 処理通番 07061 支払方法 通常 端末番号: 7740577711339 IC ATC: 0000 カード決済番号: 00 APL: CREDIT なま AID: A0000000031010</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">納品書（領収書）</p> <p>コスモ石油販売（株）西中部カンパニー セルフ西部 岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目 48番1 TEL:058-333-1857 SS-113391 登録番号：T5010001146720</p> <p style="text-align: right;">2026年03月20日 09:42 伝票No. 4402 通番4157</p> <p style="text-align: center;">XXXXXXXXXX カード 様 売上</p> <p>11200 レギュラーガソリン P13 ¥4920 数量 31.14(L) 単価 @158</p> <hr/> <p>合計 ¥4,920</p> <p>(内税分消費税 ¥447) (10%税込対象額 ¥4920) (10%消費税 ¥447)</p> <p>承認No. 0007710062 処理通番 21992 支払方法 通常 端末番号: 7740577711339 IC ATC: 0000 カード決済番号: 00 APL: CREDIT なま AID: A0000000031010</p>
---	---

別紙添

一枚ずつ貼る 氏を利用して